



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

857	特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	(県民生活課)..... 1
858	〃	( 〃 )..... 1
859	〃	( 〃 )..... 2
860	生活保護法による施術機関の指定	(福祉保健総務課)..... 2
861	道路の区域変更	(道路保全課)..... 3
862	道路の供用開始	( 〃 )..... 3
863	漁船以外の船舶放置禁止区域内に放置されている所有者不明のプレジャーボートの措置	(港湾空港課)..... 3

## 告 示

### 和歌山県告示第857号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成24年8月28日まで縦覧に供する。

平成24年7月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

#### 1 申請年月日

平成24年6月28日

#### 2 名称

特定非営利活動法人わかやまNPOセンター

#### 3 代表者の氏名

田中秀樹

#### 4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市美園町五丁目6番12号

#### 5 定款に記載された目的

この法人は、誰もが住み良い豊かな社会の実現のために、市民自身の手による新しい社会のしくみ創りをめざし、起業型エヌピーオーの育成・発展にとりくむことを中心としつつ、エヌピーオー活動のさらなる推進を図り、市民社会の醸成に寄与することを目的とする。

### 和歌山県告示第858号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成24年9月3日まで縦覧に供する。

平成24年7月17日

## 1 申請年月日

平成24年7月2日

## 2 名称

特定非営利活動法人セーフティ

## 3 代表者の氏名

南和實

## 4 主たる事務所の所在地

和歌山県岩出市山425番地の1

## 5 定款に記載された目的

この法人は、すべての住民のために、公共の安全に関する事業を支援し、快適なまちづくりと安全な交通の発展を支援する事業を行い、公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

**和歌山県告示第859号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成24年9月3日まで縦覧に供する。

平成24年7月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

## 1 申請年月日

平成24年7月2日

## 2 名称

特定非営利活動法人食と健康を考える会

## 3 代表者の氏名

野村太兵衛

## 4 主たる事務所の所在地

和歌山県御坊市御坊60番地

## 5 定款に記載された目的

この法人は、日高地方の農水産物や薬用植物等を利用した、安全で且つ、栄養豊かな健康食品や郷土の特産物を紹介すると共にスローフードの普及に努め、その情報を地域内外へも発信し、健康に資する食文化を通して地域の活性化に寄与することを目的とする。

**和歌山県告示第860号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により施術機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成24年7月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	氏 名	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
有市柔 25-23	船橋佑季	みのしま駅前整骨院	有田市箕島875-1	平成 24.3.1

## 和歌山県告示第861号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年7月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 424号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
日高郡日高川町大字熊野川字一萬814番地先から同町大字熊野川字堂乃前224番3地先まで	旧	7.60 } 12.70	185.00	
同上	旧	6.50 } 10.80	180.00	
同上	新	11.90 } 27.50	180.00	

## 和歌山県告示第862号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年7月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 424号

供用開始の区間 日高郡日高川町大字熊野川字一萬814番地先から同町大字熊野川字堂乃前224番3地先まで

供用開始の期日 平成24年7月17日

## 和歌山県告示第863号

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号。以下「法」という。）第39条の2第4項の規定に基づき、漁船以外の船舶放置禁止区域（法第39条第6項の規定に基づき指定した区域をいう。）内に放置されている所有者不明のプレジャーボートの措置を次のとおり行う。

平成24年7月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 プレジャーボートの所在及び種類等

- (1) 所在

田辺市江川41 田辺漁港江川地区漁船修理保管施設

- (2) 種類等

## 次に掲げるプレジャーボート

整理番号	船種	船質	全長×幅×深さ(cm)	色等の特徴	その他
1	フィッシングボート	FRP	500×120×50	白色	
2	フィッシングボート	FRP	570×160×60	白色	
3	水上バイク	FRP	270×100×80	白色	船体に「YAMAHA」の表示あり

## 2 所有者等の行うべき措置

当該プレジャーボートの所有者、占有者その他当該プレジャーボートについて権原を有する者（以下「所有者等」という。）は、西牟婁振興局建設部に連絡した上で、平成24年8月2日（木）までに当該プレジャーボートを撤去すること。

## 3 和歌山県知事の実行措置

所有者等が期限内に2の措置を行わないときは、和歌山県知事は、当該措置を自ら行い、又は他の者に命じ、若しくは委任して当該プレジャーボートを撤去するものとする。

なお、撤去後に所有者等が判明した場合には、当該所有者等に対して、法第39条の2第3項の規定に基づき当該撤去に要した費用を請求するものとする。

## 4 連絡先

田辺市朝日ヶ丘23-1

西牟婁振興局建設部用地・管理課（電話番号 0739-26-7949）